

平成28年厚生労働行政の主な課題について

— 超高齢社会の中の社会保障 —

厚生労働委員会調査室 岩波 祐子

1. はじめに

第3次安倍改造内閣は、一億総活躍担当大臣を置き、アベノミクスとして新たな第一から第三の矢（希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障）に取り組むとした。経済成長ではGDP600兆円、少子化対策では希望出生率1.8、高齢化対策では介護離職ゼロ等の目標が設定されている。安倍総理は、日本社会の構造的課題である少子高齢化の問題に真正面から挑戦するとの意気込みを示しており、各分野で言及されている目標の多くは厚生労働行政に深くかかわるものである¹。

平成27年11月26日に公表された一億総活躍国民会議「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策—成長と分配の好循環の形成に向けて—」²（以下「一億緊急対策」という。）には、緊急に実施すべき対策が列挙されており、法制化に言及しているものもある。他方、審議会において議論が行われてきたものもある。

本稿は、このような認識に基づき、平成28年の通常国会に提出が見込まれる法案を中心に、厚生労働行政の主な課題を取りまとめたものである。

2. 厚生分野

（1）子育てが困難な状況にある家族・子ども³等への配慮

我が国の子どもの相対的貧困率は上昇傾向にあり、先進国の中でも深刻な状態であり⁴、離別や死別による「ひとり親世帯」⁵は約146万世帯となっている。母子世帯の80.6%は就業しているが平均年間収入は223万円にとどまり、貧困率は54.6%にも達する。また、児童虐待の相談対応件数は増加傾向が止まらず、虐待による死亡事例の4割は0歳児である。

子どもの貧困対策の総合的な推進を目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（議員立法）が平成26年1月に施行され、4月に安倍総理を会長とし、厚生労働大臣、

¹ 厚生労働省には一億総活躍社会実現本部が置かれている。〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou.html?tid=306350>〉（平27.12.21最終アクセス）

² 首相官邸公式ホームページ参照。〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/kinkyu_taisaku/hontai.pdf〉（平27.12.21最終アクセス）

³ 法律では「子ども」と表記されているところ、大綱では「子供」との表記になっているところもある。

⁴ 2008年と2012年の各国の変化を調査したUNICEFの2014年報告“Children of the Recession: The impact of the economic crisis on child well-being in rich countries”によると、日本の子ども（0歳から17歳）の貧困率は改善はしたが先進国41か国中25番目から19番目であり、貧困ギャップ（貧困の深さを示す指標）は増加している。すなわち、貧困である子どもの割合は減ったものの、貧困の深刻度は悪化していると指摘されている。〈<http://www.unicef.or.jp/news/2014/pdf/141219.pdf>〉（平27.12.21最終アクセス）

⁵ ひどい親、1人親、一人親等の表記が混在しているが、本稿では原文に沿った表記を用いている。

文部科学大臣らを構成員とする「子どもの貧困対策会議」が発足した。8月には「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」が閣議決定されている⁶。「子どもの貧困対策会議」は、27年8月28日、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題であること、児童虐待の相談対応件数が増加の一途であり、複雑・困難なケースも増加していることを受け、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」を取りまとめた。同会議は12月21日、これら施策の方向性を踏まえ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図るため、政策パッケージである「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめた（子どもの貧困対策会議決定。以下「子どもパッケージ」という。）⁷。

なお、「一億緊急対策」では、緊急に実施すべき対策の一つとして「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化」を挙げ、以下のように記載している⁸。

- 子供の貧困対策として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」の内容を着実に推進するとともに、その実効性を高めるため、民間資金による基金の活用や、地方公共団体等を通じた支援を行う。
- ひとり親家庭支援のため、自治体窓口のワンストップ化、子供の学習支援や居場所づくりを進める。また、ひとり親の自立を助けるための貸付制度を緊急に設けるほか、親の就職を促進するための資格取得支援を拡充する。さらに、離婚時における養育費確保の事前の取決めを促すとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進機能の在り方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源の確保とあわせて、児童扶養手当の機能の充実を図る。
- 児童相談所の充実をはじめとする児童虐待防止策の強化を図る。

ア 多子のひとり親家庭への支援—児童扶養手当法関係—

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している父子・母子家庭の父又は母等に支給される。平成22年の法改正により、母子家庭に加え、父子家庭も受給の対象となった。支払対象の所得制限があるものの、現在、児童扶養手当は児童が1人の場合は月額最高4万2千円、以降は2人の場合は5千円加算、3人目以降は3千円ずつ加算されている。受給者は平成27年3月時点で約105万8千人、うち児童が2人以上いる受給者は約42万3千人である。

1人目の支給金額は随時改定されてきたが、2人目は35年、3人目以降は21年間据え

⁶ 平成27年4月には、大綱に基づき、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に「子供の未来応援国民運動」として展開していくため、経済団体の役員など、関係各界からの発起人が一堂に会し、「子供の未来応援国民運動趣意書」が採択された。

⁷ 子どもの貧困対策会議公式ホームページ<<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>>（平27.12.21最終アクセス）。

⁸ 「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」は、自治体のワンストップ窓口の整備、子どもの居場所づくり、児童扶養手当、子どもの学習支援や親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせる効果的に支援しようというものである。

なお、27年10月に官民で創設した「子供の未来応援基金」への寄附は、12月6日時点で約315万円、個人から144件、企業からは2件と低調であることが報道されている。『朝日新聞』（平27.12.9、平27.12.21）。

置かれてきた。増額への要望が強くなり、子どもパッケージでは、保護者の所得額に応じ、2人目は最大で1万円、3人目以降は最大で6千円に増額する方向である⁹。

なお、民主党は、平成27年12月8日、「次の内閣」会議において、議員立法として、(1)児童扶養手当・遺族基礎年金等の支給対象等の拡大（20歳未満の学生等を追加）、(2)児童扶養手当の多子加算額の増額——を盛り込んだ「児童扶養手当法等の一部を改正する法律案」を登録した。同法案は、我が国の「1人親家庭の相対的貧困率」がOECD諸国の中で最悪であることや、1人親家庭での進学希望が実現できていない現状があることにかんがみ、「貧困の連鎖」を断ち切るために、1人親家庭等の子供が大学等に進学しやすくなるよう支援をするとともに、多子の1人親家庭等の生活支援を拡充することを目的とするものとされている¹⁰。

イ 児童相談所の機能強化等—児童福祉法関係—

平成26年度の児童虐待の相談対応件数は88,931件（速報値）であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、約7.6倍となっている。多数の死亡事例も見られる¹¹中、児童福祉司の増加は平成11年度に比べ約2.4倍にとどまり¹²、児童相談所等での相談体制は十分ではない。子どもパッケージでは、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで一連の対策を更に強化することとされている。

専門委員会における検討の経緯 27年9月に、「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置され、通常国会への児童福祉法等改正法案の提出を目指し検討を進めている。

専門委員会では、(1)今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念、(2)国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割と責務の明確化、(3)民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援、(4)児童虐待の予防及び初期対応、(5)児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組等が検討された。「国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割・責任の分担が不明確」、「社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要し、措置解除後も就業自立に結びつかないケースが多い」等の現状を踏まえ、児童虐待防止対策を始めとする新たな子ども家庭福祉の在り方を包括的に検討し、発生予防から自立支援まで一連の対策を更に強化する方向とされる。平成27年12月現在、児童相談所の体制の強化等を内容とする報告書案の取りまとめが進められている。以下の記述は11月27日に示された「報告書案（たたき台）」による。

児童相談所の体制の強化 報告書案は、児童相談所への虐待通告が増える中、多様な

⁹ 平成27年11月10日の衆議院予算委員会で、塩崎厚生労働大臣は、年末までに児童扶養手当の第2子以降の加算額拡充を含め検討したいと述べ、長年据え置かれてきた現行の支給額の変更に着手する可能性を示していた。第189回国会衆議院予算委員会議録第22号11頁（平27.11.10）。

¹⁰ 民主党公式ホームページ「維新の党との『基本的政策合意（案）』を了承 『次の内閣』」〈<https://www.dpj.or.jp/news>〉（2015年12月8日付ニュースとして掲載。平27.12.21最終アクセス）

¹¹ 平成25年度には心中を除き、36例36人が死亡。その4割強が0歳児である。

¹² 平成11年4月1日の配置数は1,230人であったところ、平成27年4月1日には2,934人となっている。

機能を担う現行の体制では対応が行き届かないことへの懸念を示し、児童相談所の体制の見直しも盛り込んでいる。児童相談所の機能を見直し、被虐待児童の保護機能は児童相談所に残し、子どもや家庭の支援機能は市町村等に移すことにする。このことにより、児童相談所は、保護後の親との関係等を懸念することなく保護の要否の判断をすることが可能になる。なお、虐待通告を受け付ける機関を創設し、緊急性を判断して警察、児童相談所、市区町村に対応先を振り分ける仕組みの必要性についても議論がある¹³。

措置の対象年齢の引上げ 児童福祉法は児童を18歳未満と定義している。児童養護施設に入所している児童は、18歳になると原則として退所しなくてはならない¹⁴。一般家庭の子の8割が大学や専修学校等に進学していることを踏まえ、措置の対象年齢を20歳未満に引き上げ、高等学校以降の教育を提供し、かつ、措置延長の年限を22歳未満にしようとする動きがある。

児童福祉法全体の対象年齢の引上げについては、報告書案では、平成28年度から障害児支援の検討を開始し、段階を経て、32年度に結論を出すとしている。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(障害者総合支援法) 関係

障害者総合支援法附則第3条¹⁵は、法施行後3年(平成28年4月)を目途として、検討を加え、結果に基づき所要の措置を講ずるものとする項目を列挙している¹⁶。各項目の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。社会保障審議会障害者部会は、平成27年4月から障害者総合支援法の見直しに向けて検討し、関係団体からのヒアリングを経て個別論点について議論を重ね、12月14日に報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を取りまとめた。

報告書には、1人暮らしの障害者を支援する巡回訪問等のサービスの新設、入院中も医療機関で重度訪問介護を受けられるよう見直すこと、入院中の外出・外泊を伴う移動支援にも障害福祉サービス(同行援護、行動援護、重度訪問介護)を利用できることの明確化、精神科病院の入院患者の退院意欲を喚起するための相談支援の充実や意思決定支援の質の向上等が盛り込まれた。

なお、障害福祉サービスの利用者が65歳になると介護保険サービスを利用することになる点に関し、同じサービスにもかかわらず利用者負担が発生する点については、意見の一致を見ていないが、利用者が従来のサービス提供事業所を引き続き利用できるよう、障害福祉サービス事業所が介護保険事務所になりやすくするよう見直すことも検討される。

¹³ この場合、市町村には役割分担に対応できる専門職員を継続的に置く財政力が求められることになる。

¹⁴ 一部例外も認められているが、施設定員の関係もあり、高校卒業と同時に退所するのが一般的である。

¹⁵ 平成24年6月27日法律第51号による、第12次改正時の附則

¹⁶ 検討対象項目は、(1)常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、(2)障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、(3)障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、(4)手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、(5)精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方である。

(3) 国民年金法等関係

ア 公的年金制度改革

社会保障・税一体改革の中で、平成24年にいわゆる年金関連四法が成立した。その後も社会保障制度改革国民会議において公的年金制度の改革の方向性が議論され、その議論を踏まえ、平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）では、公的年金制度に関しては、(1)マクロ経済スライドの見直し、(2)短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、(3)高齢期の就労と年金受給の在り方、(4)高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しという検討課題が記されている。

年金制度に関し、「一億緊急対策」には、「自営業者・短時間労働者等の産前産後期間の経済的負担を軽減するため、国民年金の保険料の免除等の検討を行う。」「中小企業に被用者保険の適用拡大の途を開く制度的措置を講ずる。」との記載がある。

現在、産休取得中の厚生年金保険料は免除されているところ、国民年金については保険料免除の制度はない。また、常用労働者501人以上の企業については短時間労働者であっても適用対象となるところ、それに満たない中小企業には適用の余地がない。

平成27年12月8日の社会保障審議会年金部会では、1月の議論を踏まえ、以下の検討課題が示され、方向性が検討された¹⁷。

(1) **短時間労働者に対する被用者保険（年金・医療）の適用拡大** 常用労働者500人以下の企業に対しても週20時間以上就業する従業員への選択的適用拡大を進める方向性で一致¹⁸、(2) **高齢者の就労と年金受給の在り方**、(3) **年金額改定（スライド）の在り方** 賃金変動が物価変動を下回る場合、下落幅が大きな賃金に合わせて年金額を減額する改定ルールを徹底し、将来世代の給付水準確保を図るという方針で一致、(4) **高所得者の年金受給の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化**、(5) **働き方に中立的な社会保障制度**、(6) **第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い**「次世代育成支援の観点から配慮が必要」との方向性、(7) **遺族年金制度の在り方**。

産前産後期間の保険料については、厚生年金が厚生年金全体で産休免除期間の保険料を負担している実情に合わせ、国民年金においても産前産後期間の保険料は法定免除とすること、必要な財源については国民年金の被保険者全体に、追加の保険料（月額100円程度）を求め制度全体で支える方向で検討するとの考え方が示されている。

イ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）

GPIFは公的年金の資金運用機関であり、厚生労働大臣が任命する理事長による独任制を採用し、機関投資家としては世界最大規模となる約135兆円を運用している。主として国内債券で運用してきたところ、平成26年10月31日に年金資金運用の基本ポート

¹⁷ 年金部会の議論の内容については、「第31回年金部会、短時間労働者へ被用者保険の適用拡大とGPIFガバナンスを議論」〈<http://dc.morningstar.co.jp/node/1523>〉（最終アクセス平27.12.21）等による。年金部会は平成27年1月21日に議論の整理を行い、同23日にGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）のガバナンスの在り方について議論が行われて以来、久しく開催されていなかった。

¹⁸ 常用労働者501人以上の企業では、同様の短時間労働者について、平成28年10月以降適用対象となる。

フォリオ（資産構成）を見直し、内外の株式の比率が大幅に高められている。

GPIFに関しては、平成25年11月に公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議から報告書が提出された。その後、社会保障審議会年金部会の下に年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方検討作業班が置かれ、平成27年1月に報告がなされている。これを受けて、ガバナンスの在り方、運用方法等に関し議論が進められている¹⁹。

12月の年金部会開催に至るまでの議論の経緯等については、根岸隆史「GPIF一年金積立金の運用体制の見直し」(『立法と調査』369号 2015.10)を参照されたい。

GPIFのガバナンスの在り方 平成27年12月8日の年金部会では、GPIFのガバナンスについて、理事長に運用権限が集中している現在の独任制から合議制に改めることが議論された。合議制機関が執行部を監督し、意思決定・監督と業務執行を分離するという方向性は一致しているが、具体的な在り方では意見が分かれている。特に、合議制機関のメンバーの選任方法、厚生労働大臣の関与、メンバーに求める専門性に関する要件に加え、国民の意向を意思決定に反映させる方法等について議論がある²⁰。

運用の在り方 部会では、GPIFには従来認められていなかった、株式等のインハウス運用（日経平均株価など指数に連動した運用成績を目指すパッシブ運用に限り認めるなど）、不動産等への直接投資等につき、ルールづくりを検討する方向となっている。

インハウス運用（自家運用、自前運用）とは、年金資産運用を外部の信託銀行や投資顧問会社等に委託せずに年金基金が自ら行うことである。機動性が高く、また、委託手数料を節約することも可能となり、カナダなど、海外の大規模な公的年金基金でも進められている。我が国では平成12年6月の規制緩和により資産規模規制（500億円）が撤廃されるとともに、運用対象資産が拡大された。インハウス運用を行う場合は、運用の基本方針における管理体制、運用実績の評価方法、政策的資産構成割合等の規定等に加え、運用執行理事を置くこと、運用の執行に係る事務を適格に遂行できる専門的知識及び経験を有するものを置くこと等の整備が必要である。GPIFについては、公的機関による企業支配という論点もあり、議決権の行使方法など、運用の在り方も議論される見通しである。

（４）特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法関係

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金とは、幼少期に集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した者等に対し、病態に応じ50万円～3,600万円等を支払うものである。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法では、施行の日（平成24年1月13日）から5年以内に給付金の支給を請求することとされて

¹⁹ 27年7-9月期には四半期で過去最大額となる7兆800億円の赤字を出した。運用利回りは5.59%のマイナスであった。

²⁰ 委員の間には、国民が年金資金の出資者であり運用結果で年金の受給額が左右されるという強い利害関係を持つことを理由に、国民の意見の反映を求める意見がある一方、運用は高度化・複雑化が進んでいることを理由に、正しい理解、より効率的な運用のためには専門家でない者の参加には慎重な意見もある。

おり、平成29年1月12日に請求期限が到来する。同法附則には、施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる旨の規定が置かれている。法制定当時は対象見込み者は45万人であったが、認定の手續上提訴が必要とされるどころ、これまでの提訴者数は約2万数千人にとどまる²¹という状況であり、この請求期限を延長する必要がある。さらに、現行法には発症後20年経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者の定めはないが、平成27年3月27日に、札幌地裁による仲介の下、国と原告との間でこれらの「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に給付金等を支給することを合意しており、この点の対応が必要となる。

改正の主な内容としては、請求期限の延長等（給付金の請求期限の延長等）、支給対象の拡大（除斥肝がん、肝硬変等の位置付け）、財源措置（財源の確保規定の見直し）が検討されている。

（５）戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等関係

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金を支給することを定めるものである。支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払を受けることとされている²²。昭和41年の制度創設以後、最終償還を迎えるたびに法改正を行い、継続して支給している。また、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し支給するため、中間年においても法改正がなされている。

前回平成18年の改正では、10年間にわたり年額10万円が償還されることとされた（対象者は約2万人）。平成28年に現在償還中の国債が最終償還を迎えることから、戦傷病者等の妻に対して国として引き続き特別の慰藉を行うため、特別給付金の支給を継続するために必要な法改正を行うことが予定されている。改正内容（国債の額面、償還期間、基準日等）は調整の上決定されるが、対象者としては3千人程度が想定されている。

（６）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

厚生労働分野への影響が懸念されていた環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）だが、結果的には、この分野で国民生活に影響を与えるような法改正を伴うものは生じなかった。唯一の法改正事項は、医療機器等の製造販売関係の認証にかかるものである。

TPP協定では、締約国は、自国内に立地する「適合性評価機関」と同等の待遇を、TPP協定締約国に立地する「適合性評価機関」に対して与えなければならないとされている。TPP協定上の「適合性評価機関」に当たる、医療機器等の製造販売の認証を行う外

²¹ この背景には、無症候性持続感染者が提訴しないこと、軽症の時点で給付金を受け取ると重症化した際の高額の給付金を受け取れないとの誤解があること（実際には差額が追加給付金として支給され得る）が考えられる。

²² 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」国債の償還終了時に、夫が死亡し戦没者等の妻となった場合は「戦没者等の妻に対する特別給付金」国債を、夫が平病死した場合はその妻に対し平病死特別給付金国債を支給。

国にある民間の第三者機関について、医薬品医療機器法上の「外国登録認証機関」として業務への参入を認めることとし、厚生労働大臣が国内の登録認証機関と実質的に同等の監督を行えるよう、必要な規定の整備を行おうとするものである。

改正の具体的内容としては、法律上、「外国登録認証機関」を新たに位置付け、外国で医療機器等の製造販売の認証を行う権限を付与し、所要の監督規定を整備することである。従来、国内登録認証機関向けには、認証取消し命令、適合命令、改善命令等の「命令」を出し、立入検査の妨害等、外国での収賄に対しては罰則が設けられていたところ、外国登録認証機関向けには、「命令」ではなく「請求」を行い、請求に応じない場合には登録取消しを行うこととしている。また、立入検査の妨害等、外国での収賄があった場合にも、登録取消しとなる。施行期日はTPP協定の発効の日となる見込みである。

(7)【継続案件】社会福祉法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第67号）

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものである。主な内容は以下のとおりである。

社会福祉法人制度の改革 経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方

福祉人材の確保の促進 介護人材確保に向けた取組の拡大、福祉人材センターの機能強化、介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

施行期日は平成29年4月1日だが、一部は公布の日、平成28年4月1日とされている。第189回国会で継続審査となったことから、公布日の施行が予定されている「介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等」、具体的には平成34年度からの養成施設卒業者に対する国家試験の義務付け（平成29年度から受験資格付与、5年間かけて漸進的に導入等）に関連し、養成施設等の対応に問題が生じる懸念がある²³。

(8)【継続案件】確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）

第189回国会で提出された同法案は、企業年金制度等について、働き方の多様化等に対

²³ 現行法では国家試験の義務付けは平成28年4月からだが、改正案による施行延期が予定されていることを受け、養成施設は、国家試験を前提とした教育体制を十分に整備していない。また、介護福祉士を養成する福祉系高校については、新たな養成カリキュラムに対応できていない福祉系高校を特例高校として指定し、平成25年度入学生（平成27年度卒業生）まで経過的に福祉系高校として認めていたところ、改正案は、介護人材確保の促進のため、平成28年度から平成30年度までの入学生に限り、この制度を再実施するとしている。この方針を受け、各校は募集に向けた準備を進めている。また、国家試験義務付けに合わせて、不合格又は未受験の養成施設卒業者に対し「准介護福祉士」の資格を付与するとの規定も、改正案では施行が平成34年度に延期されることとされている。名称・位置付け等に議論の多い准介護福祉士が生じることで現場の混乱を招く可能性もある。

応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずるものである。施行期日は修正が必要となっている。

本案については松野晴菜「企業年金改革の今後の展望－確定拠出年金法等の一部を改正する法律案－」（『立法と調査』365号 2015.6）を参照されたい。

（9）【継続案件】戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第189回国会衆法第40号）

遺骨収容を「国の責務」と明記し、政府に基本計画の作成を義務付けるものである。本法案が、情報収集・現地調整・遺骨収容を包括的に実施する法人の指定、外務省（在外公館）による関係国政府との協議等を定めることにより、遺骨収容体制の強化、情報収集の効率化、相手国との調整の円滑化等の効果が期待されている。

先の大戦では、日本人約240万人が沖縄県、硫黄島を含む海外で亡くなった。政府の遺骨収集事業等により127万柱が帰還したが、なお113万柱は未帰還である。遺骨収集事業は、厚生労働省設置法に明記されておらず、旧軍の残務整理の一環として行われてきた。戦後70年が経過した今日、有力な遺骨情報の減少、遺骨収容を担うマンパワーの不足、相手国の事情による調整の難航等の課題が生じており、国の事業として明確な位置付けを与えるべきとの声が高まっている。このような事情を背景に、平成25年4月26日、遺骨収集事業促進のための法案や取組方針等を検討すべく、自由民主党政務調査会内に「戦没者遺骨帰還に関する特命委員会」が設置され（委員長：水落敏栄参議院議員）、法案要綱を取りまとめ、その後与党責任者会議で了承された。第189回通常国会に衆議院厚生労働委員長提案で提出され、平成27年9月11日に衆院を通過し、参議院で継続審議となっている。

法案の目的は、(1)戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにし、(2)戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることで、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることであり²⁴、主な内容は以下のとおりである。平成27年度から平成36年度までの10年間を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、この期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定する。厚生労働省は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の円滑かつ確実な実施を図るため、外務省、防衛省その他の関係行政機関と連携協力を図る。戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて一個に限り指定する。

（10）自殺対策関係

平成26年の自殺者数は2万5,427人であり、3年連続で年間3万人を下回ったものの、

²⁴ 同法案は、厚生労働省設置法を一部改正し、同省の所管として「戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること」を加えることとしている。

依然として深刻な状況にある。自殺は健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が重なって生じていると考えられている。

平成18年の「自殺対策基本法」（議員立法）の成立・施行から10年が経過しようとする中、「自殺対策を推進する議員の会」（会長：尾辻秀久参議院議員）において、同法の改正を検討中である。平成27年6月の参議院厚生労働委員会「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」では、立法府として基本法の改正に取り組む決意が示されるとともに、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進が求められている。

検討されている改正案の主な内容は、法律の目的等の追加（「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」「自殺対策は生きることの包括的な支援」を追加）、国の責務の追加（地方公共団体に対する必要な助言その他の援助を行うことを追加）、都道府県・市町村による自殺対策計画の制定、国に都道府県及び市町村への交付金の交付、医療体制の追加（自殺のおそれがある者に対する医療提供体制として、精神科医と民間団体等の関係者との円滑な連携の確保等を追加）である²⁵。

（11）臨床研究関係

厚生労働省では、臨床研究の不適正事案の防止を図るため、未承認・適応外医薬品・医療機器を用いた臨床研究及び広告に用いられることが想定される臨床研究を規制する法案の提出が検討されている。なお、第189回国会では、臨床研究の実施の適正化等に関し基本理念を定めること等を内容とする、「臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案」（参第2号）が提出され、継続されている²⁶。

3. 労働分野

（1）雇用対策

平成27年10月現在、完全失業率（季節調整値）は3.1%（平成7年7月以来の低水準）、有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍であり、雇用情勢は着実に改善が進んでいる。

ア 雇用保険制度の見直し－雇用保険法関係－

着実に改善が進む現下の雇用経済情勢、平成26年度決算の状況等を踏まえ、制度全般につき、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討が開始された。既に高年齢者の雇用については、『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険の適用の在り方等について必要な検討を進めることとされているところである。

平成27年12月18日の雇用保険部会では、雇用保険の適用拡大、就職促進給付の拡充、介護休業給付等の見直し、失業等給付に係る保険料率の見直しを柱とする報告書案の取りまとめに向けた議論がなされており、通常国会への法案提出が目指されている。

²⁵ 自殺対策を推進する議員の会公式ホームページ参照。〈<http://www.suicidepreventionongiren.com/>〉(平27.12.21最終アクセス)。改正案策定の経緯、改正案、参議院厚生労働委員会決議との関係等が掲載されている。

²⁶ 参議院ホームページ〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/189/pdf/t071890021890.pdf>〉(平27.12.21最終アクセス)

雇用保険の適用拡大－高年齢者の雇用保険の適用 31人以上規模の企業における常用労働者数（約2,954万人）のうち、60～64歳は約198万人、65～69歳は約83万人、70歳以上は約24万人となっている²⁷。雇用保険では、65歳以上の者については、65歳に達した日以後に雇用される者は適用除外とされる。65歳以上の者が適用対象となるのは同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて雇用されている場合に限り（高年齢継続被保険者）、失業した場合には一定日数分の一時金が支払われる（高年齢求職者給付金。金額的には一般の失業給付の半額程度）。今般、65歳に達した日以後に新たに雇用される者も、受給要件・給付内容は現行のまま、適用対象とする方向となっている。

就職促進給付の拡充－再就職支援の促進 再就職手当は、失業給付手当の支給期間を残して再就職した者に対して、残余の給付額のおよそ半額を手当として支給するものである²⁸。支給終了までに就職した者の割合は約6割で推移しているところ、給付率の引上げにより、早期の再就職を促進する方向となっている²⁹。

介護休業給付等の見直し 本稿3(2)多様化する介護ニーズへの対応を参照されたい。

失業等給付に係る保険料率の見直し－雇用保険料率引下げの検討 平成26年度の失業等給付関係の収支状況を見ると、収入1兆8,083億円、支出は1兆6,118億円であった。差引き剰余の1,965億円を積み増し、積立金残高は過去最高の6兆2,586億円である³⁰。この額を前提に労使折半となっている保険料率の4年ぶりの引下げが議論されている。法定保険料率の下限は1.0%（10/1000）であり、現在は下限が適用されているため、これを更に引き下げるには法改正が必要となるが、0.8%とする方向である。この場合、労使にそれぞれ約1,700億円の財政影響が生じると試算されている。

イ 生涯現役社会の実現 一高年齢者雇用安定法関係一

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のうち、いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるように義務付け、毎年6月1日現在における「高年齢者の雇用状況」について、報告を求めている。厚生労働省が平成27年10月21日に公表した集計結果³¹によると、99.2%の企業が高年齢者雇用確保措置を実施済みであり、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は72.5%である。

厚生労働省が主催する有識者会議「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整

²⁷ 厚生労働省「高年齢者の雇用状況」（平成27年6月1日現在）

²⁸ 再就職手当は、平成21年改正、平成23年改正により、段階的に要件が緩和され、拡充されてきている。

²⁹ 基本手当の1/3以上を残した場合は支給残日数の50%から60%に、2/3以上の場合は60%から70%に引き上げる方向である。なお、広域求職活動費の距離要件の緩和（300kmから200km）、就職面接のための子の一時預かり費用等の求職活動に伴う費用も新たに給付対象とする方向である。

³⁰ 過去の一時期には4兆円を超える残高が続いたが、急激な景気の悪化により年々1兆円近く減り続け、平成14年度には過去最低の4,064億円にまで落ち込んだ。

³¹ 常時雇用する労働者が31人以上の企業14万8,991社の状況。

備に関する検討会」³²の報告書（平成27年6月）は、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して機会を提供する視点が重要とし、(1)企業における高年齢者の雇用の促進、(2)職業生活設計と能力開発の支援、(3)中高年齢者の再就職の支援、(4)地域における多様な雇用・就業機会の確保、(5)シルバー人材センターの機能強化につき、それぞれ、現状・課題・当面求められる施策の方向性を示している。また、自由民主党政務調査会の「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業対策の推進に係る提言（中間報告）」（平成27年6月18日）は、生涯現役社会を実現するためには、社会制度全体のバランスや地方創生の視点も含めた幅広い視野から早急に施策充実に取りかかる必要があるとの認識を示し、政府に対し、企業における高齢者雇用の促進、シルバー人材センターの機能強化を通じた地域における雇用就業機会の確保につき、速やかな実施を求めている。

労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会は、これらの課題について平成27年10月から検討を開始し、12月18日、「今後の高年齢者対策について」を取りまとめ、分科会に報告した。主な内容は、企業における高年齢者の雇用の促進、中高年齢者の再就職の支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保³³、シルバー人材センターの機能強化³⁴である。

65歳までの措置が現状で十分であるとされれば、今後は65歳を超えても働きたい高齢者の就業機会の確保、多様なニーズに対応した施策の検討、企業の自主的な取組への支援、ハローワークにおける取組の強化等が課題となろう。

（２）多様化する介護ニーズへの対応－育児・介護休業法関係－

平成27年8月末時点で、要介護（要支援）の認定者数は約616万人と、10年前の1.5倍に達している。一方で、働きながら介護をしている人は約240万人であり、介護に当たる家族の働き方に大きな影響が生じている。介護・看護を理由とした離職・転職者は過去5年（平成19年10月～24年9月）で約44万人、年間約10万人であり、勤務を継続している場合の負担も大きい。仕事と介護の両立が大きな社会問題になり、アベノミクス新3本の矢の中では「介護離職ゼロ」との方針が掲げられている³⁵。晩婚化・晩産化が進む中、出産・子育て期の男女が同時に介護の負担を担わなければならない状況は今後も増えると考えられる。

現在の介護休業制度は、家族1人につき原則1回の取得とされるが、介護が長期化・多様化する中、家族を介護する労働者の現状に対応できていないのが実態であり、介護

³² 年齢にかかわらず働く意欲のある高年齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくために必要となる制度・施策の方向性について検討することを目的に設定された。

³³ 地方公共団体が協議会を設置できることとする方向である。

³⁴ 臨時的かつ短期的又は軽易な業務（おおむね週20時間程度まで）に係る就業に限られているところ、知事が市町村ごとに指定する業種等では、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする方向である。

³⁵ 厚生労働省は2015年度補正予算案に、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、地域医療介護総合確保基金（介護分）を積み増し、介護人材の育成、在宅・施設サービスの前倒し等の支援等を盛り込んでいる。

の状況に対応しつつ継続就業できる制度の実現が求められている³⁶。このため、介護休業を分割して複数回取得できるようにする等の措置を講ずることが検討されている³⁷。

「一億緊急対策」では、緊急に実施すべき対策の一つである「介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備」につき、「介護休業を利用しやすくするため、対象家族1人につき93日取得することが可能な休業を、分割取得できるよう制度の見直しを検討する。また、介護休暇について、より柔軟な取得が可能となるよう検討する。」「介護休暇の前後で所得を安定させるため、介護休業給付の給付水準（40%）について、育児休業給付の水準（67%）を念頭に引上げを検討する。」としている。

これまでの検討の経緯 『日本再興戦略』改訂2015』では、家族の介護による離職への対応策を検討し、育児・介護休業の取得向上に向けた必要な制度的対応等について労働政策審議会で検討することとされている。また男性の子育て目的の休暇の取得を進めることとされている³⁸。

また、平成21年の育児・介護休業法の一部改正法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行状況において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。さらに、同改正法の附帯決議（平成21年6月21日衆議院厚生労働委員会）においても、仕事と育児の両立支援制度や、仕事と介護の両立のために必要な働き方について検討し、必要な措置を講ずることとされている。

以上のような状況を踏まえ、厚生労働省の「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」は仕事と介護、仕事と育児の両立を容易にするための更なる方策等について検討、平成27年8月7日に報告書を取りまとめた。9月28日から、労働政策審議会雇用均等分科会で検討が行われ、12月21日に「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」が取りまとめられ、審議会で報告された。これを受け、同日、審議会は厚生労働大臣に、仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議を行った。

仕事と介護の両立 分科会報告書の主な内容は、以下のとおりである。(1)介護休業（一の要介護状態ごとに通算して93日）の分割取得については、家族1人について3回を上限とする分割取得を可能とする、(2)介護休暇（要介護者1人につき年5日、2人以上の場合年10日）の取得単位については、半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得可能とする、(3)短時間勤務制度等の事業主の選択的措置義務につき、現行では介護

³⁶ 平成26年度の介護休業取得者数は9,600人、給付額は20億円程度である。取得率は3%程度と理解される。第189回国会衆議院予算委員会議録第22号10頁（平27.11.10）参照。

³⁷ 育児休業については、平成21年改正により、配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能とされている。

³⁸ 「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）では、出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、介護休業・休暇の取得促進に向け法的措置も含めた必要な措置の検討、非正規雇用労働者に対する育児・介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善等が、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）では、2020年までに第1子出産前後の女性の継続就職率55%、男性の育児休業取得率13%の目標が掲げられている。

休業と通算し93日の範囲内で取得可能であるところ、日常的なニーズに対応するため、休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の取得を可能とする、(4)所定外労働の免除を、介護終了までの期間につき請求できる権利として、日常的なニーズに対応するため、新設する、(5)対象家族の範囲に同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加する、(6)仕事と介護の両立に向けた情報提供を促進する。

仕事と育児の両立 研究会報告書では、女性労働者の多様な状況に必ずしも対応できていない、男性の育児休業取得が依然進んでいないとの認識の下、多様な家族・雇用形態に対応した育児期の柔軟な働き方の実現、男性の子育てへの関わりを可能とする働き方の促進という考え方が示され、多様な家族形態、雇用形態に対応した、育児期の柔軟な働き方を実現する具体的な方策が示された。これを踏まえ、分科会報告書には、(1)子の看護休暇の取得単位を柔軟化し、半日(所定労働時間の2分の1)単位の取得を可能とする、(2)有期契約労働者の育児休業の取得要件を緩和し、当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、子が1歳6月に達するまでの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかな者を除く、とする、(3)育児休業の対象となる子の範囲を見直す³⁹、(4)妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備(本稿3(3)マタニティハラスメント対策関係)等が盛り込まれた。

介護休業給付率の引上げ 平成27年12月18日時点の労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会の報告書案では、介護離職の防止に向け、給付率を現行の賃金の40%から、67%に引き上げるべきとされ、また、算定の基礎となる休業開始時賃金日額の上限額を現在の30歳以上45歳未満の水準(現在14,210円)から、受給者の実際の年齢層を踏まえ、45歳以上60歳未満の水準(現在15,620円)に改めるべきとされている。

(3) マタニティハラスメント対策—男女雇用機会均等法、育児・介護休業法関係—

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等により、妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを行うことは、禁止されている。しかし、妊娠や出産を理由に退職などを迫る「マタニティハラスメント(マタハラ)」が社会問題化している。厚生労働省が行った実態調査によると⁴⁰、妊娠等を理由とした不利益取扱いの経験者は、対象者の21.4%、正社員では21.8%、非正規社員全体では16.1%だ

³⁹ 育児休業の対象は法律上の子(実子及び養子)とされており、特別養子縁組の成立に先立ち必要な6か月以上の監護の期間は、育児休業を取得することができなかった。行政苦情救済推進会議から「特別養子縁組制度により監護中の子の養育は、実態として法律上の子を養育することと何ら変わらないとみられる以上、法律上の子と同じに取扱うべきである。」等の意見があり、平成27年3月10日、総務省行政評価局は、厚生労働省に対し、特別養子にするために監護している子につき法律上の子に準じた取扱いとすることの適切な場での検討等をあっせんした。今回の改正はこれを踏まえたものである。

⁴⁰ (独)労働政策研究・研修機構(JILPIT)への委託調査により実施し、「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査(従業員調査、ウェブ調査)」(速報)を基に平成27年11月12日等に労働政策審議会に報告。概要は<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000104041.pdf>(平27.12.21最終アクセス)。

が、派遣社員では48.7%、契約社員では13.3%、パートタイム労働者では5.8%が経験していた。具体的には、上司などから「迷惑だ」「辞めたら」など、権利を主張しづらくする発言を受けた例が47.3%、解雇は20.5%、雇い止めも21.3%に上った。不利益取扱い行為をした者は、直属の男性上司が19.1%、直属上司よりも上位の男性上司、役員が15.2%、直属の女性上司が11.1%、職場の女性同僚、部下が9.5%であった⁴¹。

この点、厚生労働省は、「STOP! マタハラ～『妊娠したから解雇』は違法です～」と題して啓発活動を進めているが⁴²、「一億緊急対策」では、「妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等を防止するため、法制度を含めて対応を検討する」としている。

平成27年12月21日の労働政策審議会雇用均等分科会報告書では、妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備について、(1)妊娠・出産等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける、(2)派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、同様の防止措置義務を適用する。事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する⁴³、とされている。

具体的には、どのような言動や行為が問題なのかを就業規則に明記、社内に相談窓口を設け、人事部門と連携して対処等、今後、指針で定める方向とされる⁴⁴。

(4)【継続案件】 労働基準法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第69号）

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行うものであり、衆議院で継続審議となっている。本法案については、成嶋建人「今後の労働時間法制等の在り方について－労働基準法等の一部を改正する法律案－」（『立法と調査』365号 2015.6）を参照されたい。なお、参議院で継続されている「労働基準法等の一部を改正する法律案」（第189回国会参第6号）については、参議院ホームページ⁴⁵を参照されたい。

(いわたみ ゆうこ)

⁴¹ 裁判例として、理学療法士の女性の妊娠を理由とする降格が男女雇用機会均等法に反するかが争われた事件がある。最高裁は平成26年10月、妊娠による降格は原則禁止、自由意思に基づく本人の承諾があるか業務上の理由など特段の事情がなければ違法で無効とし、特段の事情につき検討不十分として高裁に審理を差し戻した。差し戻し控訴審判決で、広島高裁は、降格を適法とした一審地裁判決を変更し、精神的苦痛による慰謝料も含め、ほぼ請求通り約175万円の賠償を病院側に命じた。広島高裁は、病院側に女性労働者の母性の尊重、職業生活充実の確保の義務違反の過失があると批判、復帰後の地位の説明の欠如を指摘し、女性の降格の承諾が自由意思に基づくとの客観的な理由があったとは言えないとした。その後病院側は上告せず、確定。

⁴² <<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html>> (平27.12.21最終アクセス)

⁴³ 前述実態調査によると、派遣社員の不利益取扱いは、派遣元のみから不利益取扱いを受けた例が51.8%、派遣元・派遣先両方から38.7%であった。

⁴⁴ 『読売新聞』(平27.11.28)。

⁴⁵ <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/189/pdf/t071890061890.pdf>> (平27.12.21最終アクセス)